



妻有郷セーフティメール

発行 十日町警察署 十日町地区安全運転管理者部会 TEL 025-757-6055 FAX 025-757-6385

事務局 十日町交通センター 〒948-0051 十日町市寿町 1-1-2 <http://www.tokamachi-ankyō.or.jp/>

実践運動出発式

10/3(木) 南雲土建(株)様 駐車場で
南雲土建の皆様、ご協力頂きありがとうございました!



↑「交通安全誓いの言葉」



↑指定書の交付



↑業務出発を見送りました

交差点街頭広報活動(10/24)

朝早くからありがとうございました



※次回 11/21(木)

立哨時間は

朝7:10~8:10です

○安管緑帽子・メッシュベスト 着用

○「横断歩道は 歩行者優先」

のぼり旗 持参

よろしくお祈いします!

道路交通法一部改正

ながら運転が
厳罰化されます!
令和元年12月1日から施行!

~「ながら運転」とは~

- ①携帯電話などを手に持って通話した
- ②携帯電話などを手に持って画面を注視した
- ③カーナビやカーテレビなどの画面を注視した
(③は事故などの場合に限る)

「ながら運転」をして
交通の危険(事故等)を
生じさせた場合は…

改正前は…

- 罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
- 違反点 2点
- 反則金 大型 12,000円 普通 9,000円
二輪 7,000円 原付 6,000円

厳罰化

「ながら運転」(携帯電話使用等)をした場合は…

改正前は…

- 罰則 5万円以下の罰金
- 違反点 1点
- 反則金 大型 7,000円
普通 6,000円
二輪 6,000円
原付 5,000円

厳罰化

改正後は…

- 罰則 6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- 違反点 3点
- 反則金 大型 25,000円
普通 18,000円
二輪 15,000円
原付 12,000円

改正後は…

- 罰金 1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金
- 違反点 6点(免許停止)
- 反則金 なし(即、罰則適用)